

## 社会福祉法人たちばな福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな福社会の役員及び評議員、並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬(日額)	実費弁償費(日額)
理事会出席報酬等	2,000円	1,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬(日額)	実費弁償費(日額)
評議員会出席報酬等	2,000円	1,000円

3 評議員選任・解任委員が同委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、監事を兼ねる同委員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された同委員会に出席したときは、同委員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬(日額)	実費弁償費(日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	2,000円	1,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿 泊 費(日額)	報 酬(日額)	そ の 他
実 費	15,000円	2,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の総額)

第6条 役員及び評議員の報酬は、各々各年度において総額100,000円を超えないものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 出席報酬については、当該日に現金にて支給するものとする。  
2 支給にあたっては、源泉徴収後の金額として支給する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事及び評議員業務報酬等(日額)	2,000円	1,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	2,000円	1,000円	
評議員選任・解任委員業務報酬等(日額)	2,000円	1,000円	